

1/24

## 高山村フットサル大会

去る1月24日(日)、第16回高山村フットサル大会が、一般の部は村民体育館、フレンドリーの部は小学校体育館で開催されました。

見応えのある大会となりました。成績は、左の通りとなりました。選手・役員・関係者の皆様には、早朝よりご協力をいただき、大変ありがとうございました。



くらしの情報

### 国民年金

国民年金課  
0279-22-1607

国民年金は、毎年3月に日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を郵送するだけで手続きができます。くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当係または年金事務所へご相談ください。

〔大会成績〕  
◎一般の部  
〔優勝〕  
「体協サッカーB」チーム  
〔準優勝〕  
「チームバヤシ」チーム  
〔第3位〕  
「JリースFC」チーム  
最優秀選手賞  
体協サッカーB  
松井友宏 選手

敢闘賞  
チームバヤシ  
廣川大知 選手  
◎フレンドリーの部  
〔優勝〕  
「レイ・ジャパン」チーム  
〔準優勝〕  
「チームアオイ」チーム  
〔第3位〕  
「チームアサヒ」チーム

◎4年生以下の部  
〔優勝〕  
「吾妻☆Jr」チーム  
〔準優勝〕  
「FIRE-11」チーム  
〔第3位〕  
「エベレストルズ」チーム

2/7

## 村民卓球大会

去る2月7日(日)、高山小学校体育館にて、第27回村民卓球大会が開催されました。

各分館とも熱戦を繰り広げ、優勝決定戦では原分館・戸室分館との対決となり、原分館が見事に優勝を飾り、2連覇を達成しました。

3位決定戦では本宿分館・判形分館との対決となり、本

宿分館が接戦を制し第3位となりました。

関係者の皆様には、早朝よりご協力をいただきありがとうございました。

〔大会成績〕  
〔優勝〕原分館  
〔準優勝〕戸室分館  
〔第3位〕本宿分館  
〔第4位〕判形分館



## information

学生納付特例制度  
学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。

20歳以上の学生も国民年金に加入することになっていますが、収入が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

この制度は、家族の収入に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます。ほとんどの場合、学生本人に所得がないことから、大部分の学生はこの制度に該当すると思われます。(一部の学校はこの制度の対象になりません。)

保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けられることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。

学生納付特例制度を申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。申請は毎年必要です。

なお、既に学生納付特例の申請をされていて、翌年度以降も在学見込

### 付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者等)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額4000円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納める必要があります。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額 = 2000円 × 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができます。

付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市役所・町村役場へお申し出ください。

くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当係または年金事務所へご相談ください。

・渋川年金事務所 国民年金課  
0279-22-1607